

うたしない

市議会だより

第73号

歌志内市議会
議会報編集委員会

発行年月日 令和6年8月1日



行政常任委員会で道の駅附帯施設を視察

議会の動き

【定例会の開催】

6月18日から21日までの4日間の会期で第2回定例会が開催されました。

18日は、2件の報告を受け、「指定管理者の指定について」及び「令和6年度一般会計補正予算」の2件の議案を審議し、いずれも行政常任委員会に付託しました。

19日は休会とし、行政常任委員会に付託した議案2件の審査を行いました。

一般質問は20日4名、21日3名が行い、その後、行政常任委員会に付託していた議案の審査結果について委員長よ

令和6年
第2回定例会
6月開催

もくじ

- 議会の動き …… 1P
- 可決された意見書 …… 1P
- 一般質問 …… 2～4P



※この意見書は6月21日に議決し、各関係大臣へ送付しました。

可決された意見書

● 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

り報告があり、全員一致により原案どおり可決しました。また、議員から提出された意見書案1件を審議し、原案どおり可決し閉会しました。



松井 敬道

一 総合計画及び総合戦略について

質 総合戦略について、効果検証を行う主な理由は、外部検証機関からいただいた意見等を踏まえ、KPIの見直しや施策の充実等の検討を進め、次年度予算への反映や、必要に応じて総合戦略の見直しを行うためだと思います。

本 市の令和4年度の効果検証は、外部検証機関による1回目の会議を令和5年12月27日、2回目は書面会議を令和6年1月に行い、検証結果の公表は3月に行っています。これでは次年度の施策充実等の検討や予算反映は困難だと思います。

検 証結果の公表は遅くとも翌年の秋頃までには実施すべきだと思いますが、見解は。
答 議員ご指摘のとおりです。令和5年度の効果検証は、繰り返すことのないよう、秋頃の公表に向け取り組みます。

二 職員の市内居住及び居住実態の把握について

質 市内に住民票を置いていても居住実態がない場合、市

長選挙や市議会議員選挙の選挙権があるのか、本来は選挙人名簿から除外され選挙権はないと思いますが、見解は。

答 公職選挙法では、市区町村議会議員及び市区町村長の選挙権は日本国民で年齢満18歳以上であり、引き続き3か月以上その市区町村の区域内に住所を有する者とされていますので、これらの要件を有していなければ、選挙権はないこととなります。

質 前回の一般質問以降も市民から市職員が市内に公営住宅を借りているが居住していないとの声を聞きます。

居 住実態がないのに市内に住民票を置いておくこと、市民税、選挙、住宅手当、市独自の市民サービスや給付など様々な問題が生じてくると思います。また、地域の住民からは、いつも不在で市から依頼された回覧板もストップするとの声や、町内会費や共同募金、除雪などの共益費の徴収にも支障を来しているケースもあるようですが、見解は。

答 居住実態がない場合、議員ご指摘のような様々な問題が生じることもあると認識しています。



佐藤 良治

一 高齢者等の熱中症対策について

年々、夏の暑さが厳しくなる中で、高齢者の熱中症による救急搬送が増えてきているものと思います。このような状況から、他の自治体では、エアコンの設置費用の一部を助成する制度を創設するなどして、熱中症に係る対策を講じている自治体もあります。

昨 今の猛暑は暑くて寝苦しいといったレベルをはるかに超え、命に危険が及ぶ暑事になっていきます。

そ こで、伺いますが、
質 本市でも、一般家庭向けのエアコン設置助成事業の支援制度創設が必要と考えますが、見解を伺います。

答 住宅の改修を促進し、快適な住環境の整備等を図ることを目的に住宅改修促進助成事業を実施しています。現在、家電製品等の物品の購入は対象外ですが、エアコン設置等を対象とするメニュー創設に向けた検討を行います。

質 高齢者住宅やシルバーハウジングに、ボイラー等の暖

房器具と同様にエアコンを標準装備することが必要と考えますが、見解を伺います。

答 高齢者住宅及びシルバーハウジングは、入居者が安全・安心のもと暮らせる環境づくりが重要です。このため、どのような手法が入居者にとって望ましいのが調査した上で、前向きに検討します。

質 各町内会館などの人が集まる場所に、エアコンを整備することが必要と考えますが、見解を伺います。

答 災害が発生した場合の避難場所など、各町内会館の役割は、とても重要な施設と認識しています。地域にお住まいの方々は、自治活動や情報交換の場として、さらには行政の各種会合等にも利用させていただいています。エアコン整備については、各町内会館等の設置された経緯が同一ではなく、バランスのとれた対応が求められることから、庁内においても関係部署間での情報共有を図り、整備の必要性について検討します。

※ この他に、「市職員の人事管理について」、「柴田市長の市政運営について」の質問をしました。



めが さとし

一 下水道受益者負担金について

質 下水道受益者負担金は下水道の維持に関して広く負担する制度で、下水道管の敷設により土地の資産価値があがることなどから、土地に1度だけ負担金が発生し、歌志内市の場合はほぼ市内全域が該当することは理解しています。

そ こで、令和5年12月の議会での分譲地における受益者負担金について質問を行い、「公的な土地については減免というものがございまして、すでに一般会計から受益者負担金をいただいている土地」と答弁がありました。

改 めて、条例と施行規則を読み返し、減免の手続きを確認しましたが、納付書が届いてから、減免の申請を行い、決定をする旨記述があり、この関係の書類について開示請求を行いました。そういった書類はなく、また、併せて、受益者負担金を受領している土地のうち市有地について管理している台帳も請求しましたが、すでに廃棄していると

のことでした。その理由が、下水道の供用を開始している地域、これは、ほぼ全域が該当していますが、すべての土地で受領済みであり廃棄したと説明を受けました。

このことから、12月の答弁に誤りはないことで間違いなのか。また、先の説明の中で、管理している書類や台帳が無いものだと思うが、全て廃棄してしまい、無いということかを伺います。

答 下水道受益者負担金は、条例及び施行規則に基づいて事務処理を進めていますので、12月定例会での答弁については基本的に誤りはございません。また減免申請に係る書類は、書庫を探しましたが突き止めることができませんでした。台帳は、平成30年に決定したものが保存されており、それ以外は歌志内市事務取扱規程の「保管・保存及び廃棄」の規定に基づき、廃棄されたと判断しています。



下山 則義

一 空家対策特別措置法の取り扱いについて

改正となった空家対策特別措置法が施行され、「歌志内市建築物の適正管理に関する条例」との関係性から事務の取り扱いを見直す必要があると思います。そこで伺います。

質 改正前の空家対策特別措置法施行下において、「歌志内市建築物の適正管理に関する条例」を制定し、歌志の空き家の対策を行ってきたと思います。今後の対応、つまり改正後の空家対策特別措置法においてどのように処理を行っていくのか伺います。

答 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正点は、管理不全空家等に対する措置、所有者把握の円滑化、特定空家等の除却等、行政代執行の円滑化などが改正・新設されましたが、この度の歌志の空き家におきましては、既に解体し危険回避しておりますので、改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく処理を行うことが可能か不

横断的な庁内検討も行き適正な処理を進めて参ります。

質 歌志の空き家の対策は、改正前の空家対策特別措置法の「空家等」または「特定空家等」ではないことは、回答をいただいておりますし、「歌志内市建築物の適正管理に関する条例」の事務管理の範囲で応急対策を実施していただくことも回答をいただいております。この空き家に対する事務管理につきましては、崩落を防ぐ目的のもと、危険箇所を対応してきたものと思いますが、その実態は解体相当であり、その費用回収についても質問をしてきました。この空き家の事務管理を行ってきた中で、財産価値があつて売却することで費用に充当できるものもあつたと思えます。この対応について伺います。

答 建物内の動産に係る財産価値の把握などにつきましては、危険回避の観点から緊急性を要したため実施しております。売却による費用への充當の判断が出来ない状況です。相続人へは、建物全体の処理対応の文章を送付しましたが、返答を得ることができない状況が続いております。



山崎 瑞紀

一 人口減少対策と消滅可能性自治体について

質 4月下旬に民間団体「人口戦略会議」が発表した報告書で、空知24市町のうち20市町が人口減少で将来的に「消滅の可能性がある自治体」と分析され、当市については人口減少率が72%で道内で最も高く、全国でも上から4番目とされました。この民間団体を独自に分析され、全国の自治体へ警鐘を鳴らし大きな話題となり、国における「地方創生」の取り組みのきっかけになったと言われています。自治体間で人を奪い合う競争をおおるよう思えますが当市の見解を伺います。

答 消滅という危機感から自治体の取り組みを促す目的があるものと推察します。先般、国において公表された地方創生の報告書においても一部の人口の増えた自治体はあるものの、地域間で人口の奪い合いになっている現象が起きていくとの分析がされています。どの自治体でも様々な施策を

講じるなか、本市が目指すべき方向性、人口減少を想定した実効性ある取り組みを進めることが重要と考えます。

二 生成AIの活用について

質 道内の自治体でも業務にAIを導入し、文章作成などの業務の効率化を図るとともに、職員の負担軽減や生産性向上を目指す取り組みが行われています。当市においてもデジタル技術の導入により業務を補う考えや導入検討を行うための試験運用、職員研修などを行う考えについて伺います。

答 業務軽減のため「チャットジーピーティー」や「コパイロット」などの生成AIサービスを利用する自治体が増え、効果が出ている事例もありますが、使用に際しては、作成した文書に虚偽の情報が含まれている可能性や問い合わせの際に誤って個人情報を入力してしまうなどのリスクもあるなど、検証するための新たな作業も生じることとなります。現時点では、使用する職員や業務を限定し試験運用している自治体が多く、もう少しの間、導入成果の情報を収集する必要が有ると考えています。



熊登 直樹

一 こもれびの杜記念館の存続に向けた見直し及び炭鉄港推進協議会への入会について

【質】本市が炭鉄港推進協議会に入会するのであれば、こもれびの杜記念館も炭鉱遺産の一部として登録し、存続に向けた再生も可能と思うが。

【答】歴史ある施設と認識はしていますが、現在も企業活動を続けている会社から寄贈を受けた施設であり、遺産としての認識は小さくはないと判断し、登録施設の候補としては検討していません。しかし「保存すべきでは」との意見もあり、具体的な手法は未定ですが、市民や建造物の専門的知識を持った方から意見を聴取したいと考えます。

【再質】市民を対象に、こもれびの杜記念館の在り方に対するアンケート調査等を実施し、市民の方を交えた協議も今後必要と考えるがいかがか。

【答】皆さんからのご意見を広く聞く意味で、市民を対象としたアンケート調査も検討のひとつと考えていますので、前向きに検討します。

二 遊休施設「りんりん館」及び児童公園等の遊休地の活用について

【質】遊休施設「りんりん館」の今後の利活用に対する協議はされているのか伺う。

【答】りんりん館に特化した活用協議は行ってはいませんが、過去にチロルの湯の合宿の際の受け皿としての可能性について協議したり、企業に対して紹介した経過があります。

【再質】高齢者の方達のサロンの施設に市がリノベーションして利活用してはいかがか。

【答】市民を交えた意見も聞く必要がありますので内部で一度検討しますが、企業誘致の受け皿という前提があるので、事業展開できるような情報提供等にご協力願います。

【質】公園跡地の遊休地等の活用方法については協議をされているのか伺う。

【答】ご指摘の空き状態は10カ所あります。以前、利活用が見込めない一部の遊休市有地等については、売却処分や効果的な活用方法などの検討を行った経過はありますが、近年、協議を行った経緯はありません。今後は、効果的な活用等を協議してまいります。



かわの 敏夫

一 人口減少対策の動向について

【質】「消滅可能性自治体」の報道に対して市の捉え方は。

【答】子育て支援策などの各種事業に取り組み、人口減少の抑制に努めているが、厳しい結果で、重く受け止めている。

【質】人口減少が起因する望ましくない現象は何か。

【答】労働力人口の減少による地域経済等の衰退、地域コミュニティ機能の低下、子育て教育環境の変化による若い世代の転出に伴う更なる人口減、財政運営の硬直化により行政サービスに支障などが懸念。

【質】人口二千人を割ったら、千人を割ったらどうするのか。

【答】人口規模に見合う施策事業に取り組み、市民生活の充実、地域福祉の向上を目指す。市から、町村になるのか。地方自治法の規定に基づき議会の議決を経て申請を行うことで可能であると認識しているが、現状考えていない。

市町と連携し課題に取り組む。

【質】各地域で空洞化が進み、集約コンパクト化のスピードが必要。

【答】市営住宅を中心としたコンパクト化は重要課題と認識しており、人口減少対策についても、各種施策を着実に進め、減少の鈍化に取り組む。

【質】うたしないが箱庭のように美しい。自然がいっぱいでポツンと一軒家的にも思える。との外からの声があります。そんなアピールがもつとあって良いのかと思うが。

【答】イメージアピールは市広報誌、HP、SNSなどで発信してきた。他の媒体を含め、自然景観、災害が少ない、スキー、温泉などの魅力を広く周知できる手法を検討する。

二 歌志内の文化、資産（遺産）の継承について

【質】GWに多数の来客があった「大正館」で写真集「記憶の蔵Ⅱ」が発刊され評判が良いとのこと、この大正からの文化も継承すべきと思うが。



市議会だよりに掲載しきれなかった内容を含め、本会議の審議経過等は会議録に掲載し市ホームページで公開しています。

なお、会議録の作成には時間を要するため、公開には2〜3か月程度かかります。

会議録

編集後記

いよいよ夏本番になり暑い日が続きますが、体調管理にくれぐれも気を付けて、短い夏を楽しんで下さい。

また、最近では熊の目撃情報が多くなっておりますので家庭菜園やお散歩など外出の時は周りに気を配りながらお過ごしください。

編集長 めがさとし